



外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック

外国人介護職員と 一緒に働いてみませんか？

今、外国人を介護職員として採用する事業者が出てきています。外国人を採用した介護事業者からは、職場が明るくなった、職員の一体感が醸成された、外国人への教育を通じて介護サービスの質の見直しにつながったといった声が聞かれています。

また、外国人介護職員に、日本の介護の知識や技術を伝えることは、国際貢献にもつながる取組です。

あなたの事業所でも、外国人介護職員を採用して、一緒に働いてみませんか？

外国人介護職員を雇用するのに
どのような**方法**があるか
大まかに知りたい

→ **2** ページへ

介護事業者における
外国人介護職員の雇用について
現状や**実態**を知りたい

→ **4** ページへ

外国人介護職員を
雇用するための**各制度**
の具体的な**内容**を知りたい

→ **6** ページへ

外国人介護職員を雇用した
介護事業者の**事例**や
事業者の**声**を知りたい

→ **12** ページへ

外国人介護職員を雇用できる4つの制度の概要

雇用できる外国人介護職員は**介護福祉士の資格**を持っている？

外国人介護職員には**ずっと働いてもらえる？**

EPA

EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の雇用
→ 6ページへ

資格なし
ただし、資格取得を目的としている

資格取得後は永続的な就労可能
一定の期間中に資格取得できない場合は帰国

介護

日本の介護福祉士養成校を卒業した在留資格「介護」をもつ外国人の雇用
→ 7ページへ

介護福祉士

永続的な就労可能

技能実習

技能実習制度を活用した外国人(技能実習生)の雇用
→ 8ページへ

資格なし
ただし、実務要件等を満たせば、受験することは可能

最長5年
※1
※2

特定技能

在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用
→ 9ページへ

資格なし
ただし、実務要件等を満たせば、受験することは可能

最長5年
※1
※2

※1…ただし、介護福祉士を取得すれば、在留資格「介護」を選択でき、永続的な就労が可能

※2…3年目まで修了した技能実習生は、「特定技能1号」に必要な試験が免除される(在留資格を「特定技能1号」に変更した場合、技能実習と特定技能をあわせて最長10年となる)

●本ガイドブックにおいて、「外国人介護職員」とは、EPAに基づき介護福祉士候補者または介護福祉士として雇用されている外国人介護職員、在留資格「介護」をもつ外国人、留学生アルバイト、技能実習生など、日本語が母語でない外国人の介護職員のことを指します。

●本チャートは、各制度の特徴を簡潔に示したものです。各制度の詳細については、10-11ページをご参照ください。

外国人介護職員は**母国での資格や学習経験**がある？

外国人介護職員の**日本語能力**の目安は？

外国人介護職員の雇用にあたって**受入調整機関等の支援**はある？

外国人介護職員が**就労可能なサービス種別**に制限はある？

看護系学校の卒業生 or 母国政府より介護士に認定

大多数は、就労開始時点で**N3程度** ※3
入国時の要件は 尼・比：**N5程度**、越：**N3**

あり
JICWELSによる受入調整

制限あり
介護福祉士の資格取得後は、一定条件を満たした事業所の訪問系サービスも可能

個人による

一部の養成校 ※4の入学要件は **N2程度**

なし

制限なし

監理団体の選考基準による

入国時の要件は **N4程度**

あり
監理団体による受入調整

制限あり
訪問系サービスは不可

個人による

入国時の要件は
・ある程度 日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力
・介護の現場で働く上で必要な日本語能力

あり
登録支援機関によるサポート

制限あり
訪問系サービスは不可

※3…インドネシア・フィリピンの入国時の要件はN5程度だが、インドネシア人及びフィリピン人候補者の約90%が、6か月間の訪日後日本語研修終了までにN3程度の日本語水準に到達(平成30年度実績に基づく)

※4…「一部の養成校」とは、留学生の入学選抜において、日本語能力試験JLPTでN2以上に合格、もしくは日本語試験でN2相当以上と確認できることを要件としている介護福祉士養成校のことを指す

■日本語能力試験JLPTのN1～N5の目安

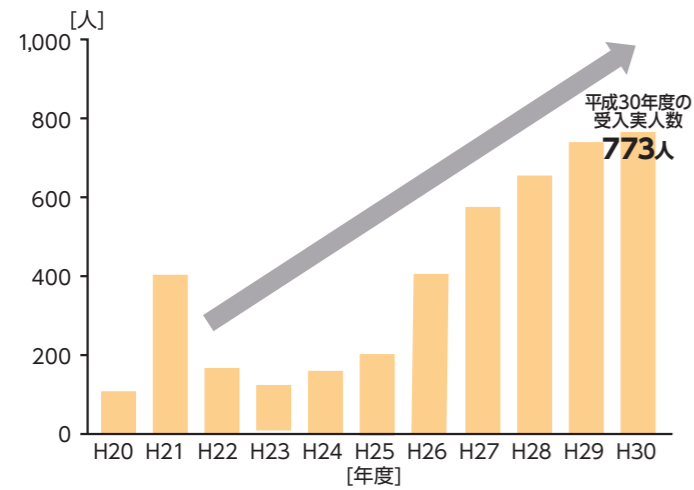
日本語能力	目安
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加えて、より幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
N3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N4	基本的な日本語を理解することができる
N5	基本的な日本語をある程度理解することができる

[N4程度]など「程度」をつける場合は、日本語能力試験JLPTのN4に合格している、もしくはそれと同等の能力を有すると認められる場合を指します。

外国人介護職員とその雇用状況

外国人介護職員の雇用は、どのくらい進んでいる？

〈EPAに基づく介護福祉士候補者の受入れ実人数の推移〉



累計4,302人

過去808箇所の施設等で雇用実績あり

介護事業者が外国人介護職員を雇用する方法の一つであるEPAに基づく介護福祉士候補者の受入れは、平成20年度から始まっており、その受入れ人数は年々増加、平成30年度までに4,302人を受入れ、EPA介護職員*は過去808箇所の施設等で雇用されてきました。

平成31年1月1日現在、EPA介護職員は、677箇所の施設等において3,165人が雇用されています。主な受入れ施設は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などです。

また、介護福祉士の資格を取得して日本の介護事業所で働くため、外国人が日本の介護福祉士養成校に留学するケースも出てきており、留学生入学者数は、平成28年度257人、平成29年度591人、平成30年度1,142人と増加しています。

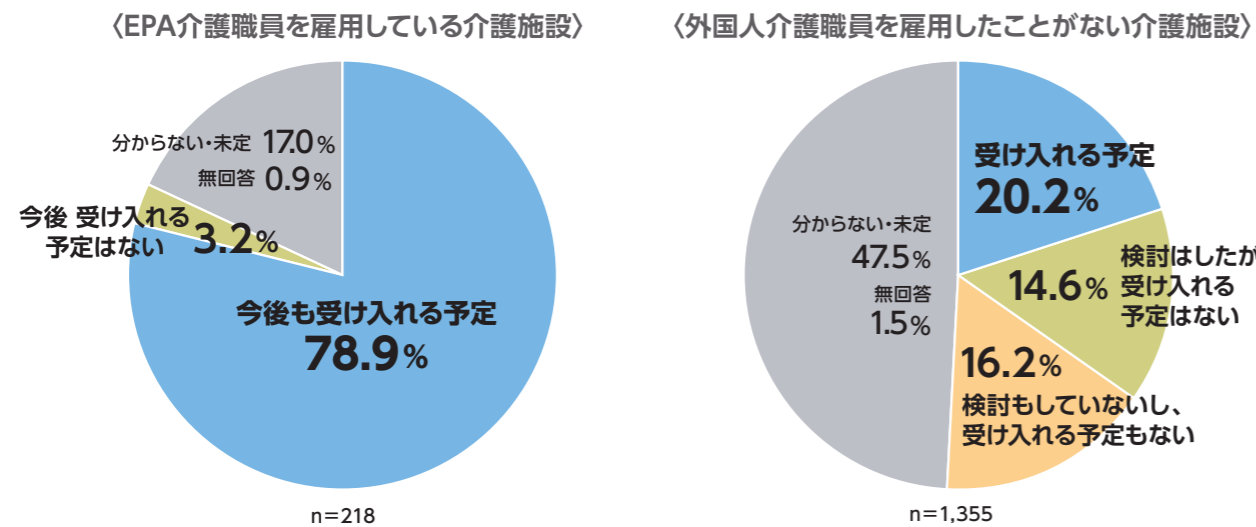
このほか、介護職種の技能実習計画の申請件数は、平成30年12月末現在で1,516人分となっており、そのうち946人分の認定が出ており、技能実習生として、順次入国しています。

出典：厚生労働省資料（平成31年1月時点）

*「EPA介護職員」とは、「日インドネシアEPA」、「日フィリピンEPA」または「日ベトナムEPA」に基づき、介護福祉士候補者または介護福祉士として雇用されている外国人介護職員のことを指す（以下、同様）

外国人介護職員の雇用に関心を持つ介護事業者は、どのくらいある？

今後、外国人介護職員を受け入れる予定



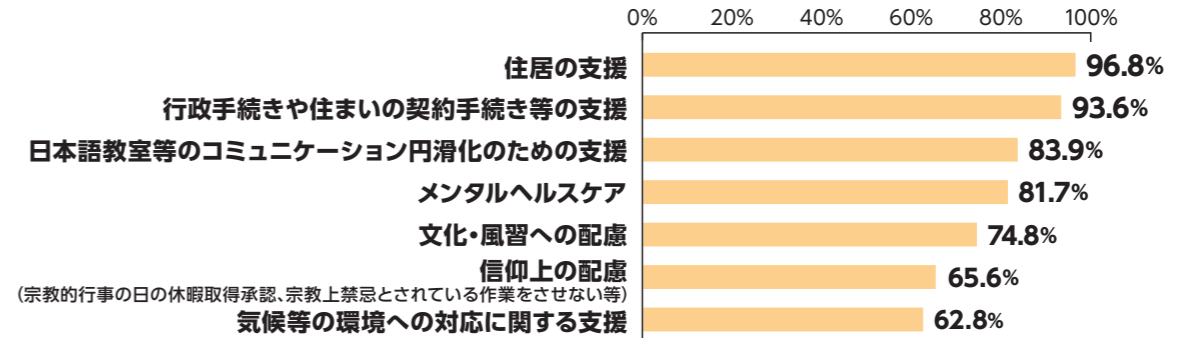
今後、外国人介護職員を受け入れる予定については、すでにEPA介護職員を雇用している介護施設では、「今後も受け入れる予定」が78.9%と、今後の受け入れにも積極的な施設が多くなっています。

また、これまで、外国人介護職員を雇用したことがない介護施設でも、「受け入れる予定」が20.2%となっており、約5分の1の施設は雇用に向けて検討していることが伺えます。

出典：平成30年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」（平成30年10月1日時点調査）

外国人介護職員を雇用している介護事業者は、どのような支援をしている？

〈EPA介護職員を雇用している介護施設で、外国人介護職員に対して行っている生活面の支援〉
(上位7項目) n=218



これは、EPA介護職員を雇用している介護施設の多くで行われている、生活面の支援です。

住居の支援、行政手続きや住まいの契約手続き等の支援は、大半の施設で行われており、これらは生活の基盤を整える基本的な支援と言えます。コミュニケーション円滑化のための支援やメンタルヘルスケアも、約8割の施設で行われており、異国の地で言葉などに不自由さを感じながら働いていくためには、こうした支援が必要です。文化・風習への配慮、信仰上の配慮、気候等の環境への対応に関する支援も、その職員の出身国等によっては重要な支援になるでしょう。

外国人介護職員が職場に定着し成長していくためには、現場での指導や教育だけでなく、生活面も含めた幅広い支援が必要です。

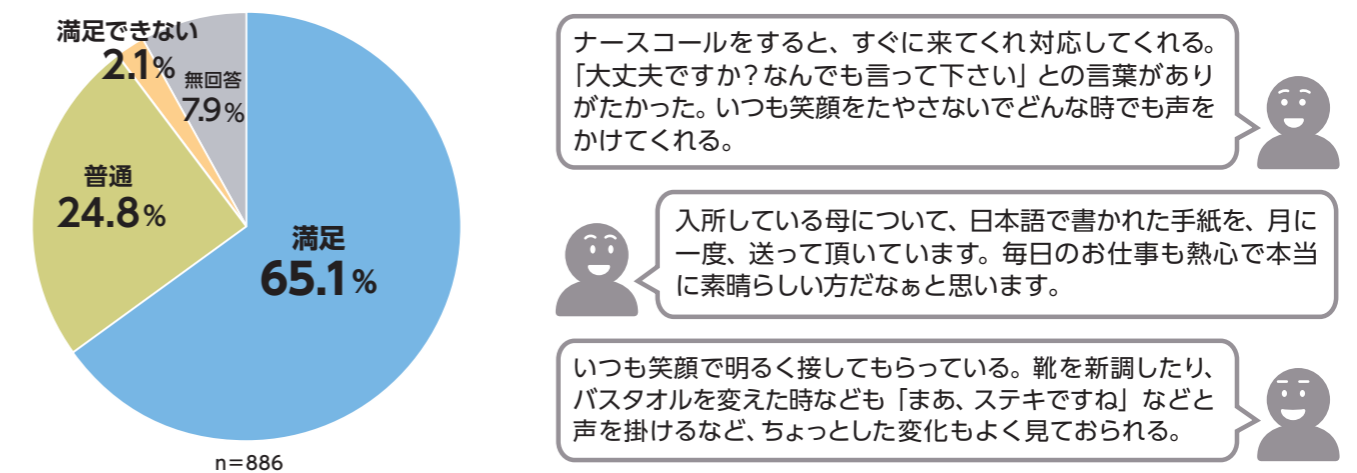
出典：平成30年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」（平成30年10月1日時点調査）

注：10項目の生活面の支援のうち、「非常によく行っている」「行っている」をあわせた割合が高かった上位7項目を掲載。残りの3項目は、「食生活の支援」「地域・周りの人との交流の支援」「プライベートに関わる問題（恋愛・金銭の貸借・副業等）」。

外国人介護職員に対する利用者や家族の評価は？

外国人介護職員に対する利用者・家族の評価

〈外国人介護職員の介護サービスの質〉 〈これまでに受けた介護サービスの中で、良かったこと〉



外国人介護職員に対する利用者や家族の評価はどうでしょうか。外国人介護職員の介護サービスの質を「満足」と評価している利用者・家族の割合は65.1%と、多くの利用者・家族は高く評価していることが分かります。また、これまでのサービスで良かった事としては、丁寧な声かけや対応などを評価する意見があげられています。

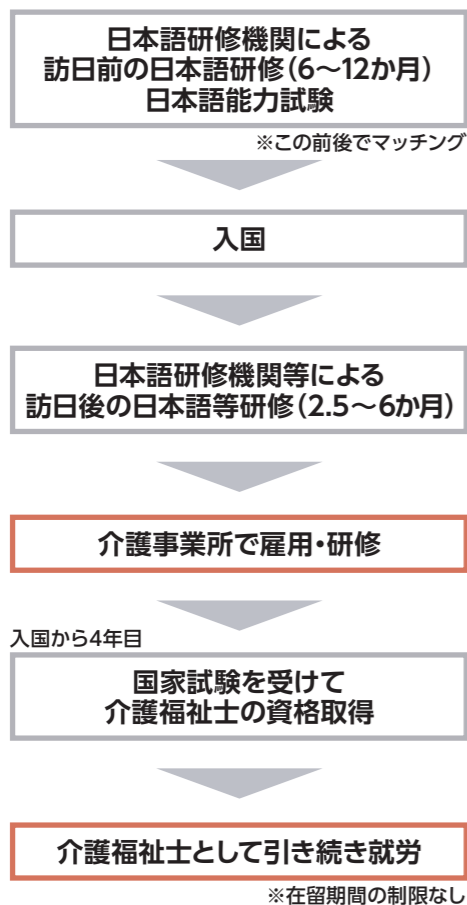
出典：平成30年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」（平成30年10月1日時点調査）

注：外国人介護職員の介護サービスの質は、介護施設で働いているEPA介護職員、その他の外国人介護職員（留学生アルバイト、在留資格「介護」をもつ外国人など）に対する利用者・家族の評価。職員一人に対し複数の利用者・家族が評価している。「日本人よりも質が高い、もしくは十分満足できる水準である」「概ね満足できる水準である」をあわせた割合を「満足」、「普通（どちらともいえない）」の割合を「普通」、「あまり満足できる水準ではない」「全く満足できない」をあわせた割合を「満足できない」として表示。

外国人介護職員を雇用できる4つの制度

EPA EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の雇用

要件 看護学校・看護課程の卒業・修了 or 大学・高等教育機関卒業+母国政府による介護士認定 ※国により異なる



EPAとは、日本と相手国の経済活動の連携強化を図るもので、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から外国人を受け入れています。

■母国での学習経験や資格を持つ人を雇用できる

介護・看護の知識や経験に関して一定の要件を満たす外国人が、日本語研修を受けてから入国します。この日本語研修の前後で介護事業所とのマッチングが行われます。

■入国要件は、N5程度以上もしくはN3以上

日本語能力については、インドネシア・フィリピンは日本語能力試験N5程度以上、ベトナムはN3以上で入国することができ、入国後もさらに日本語や介護の基礎に関する研修を受けた上で、介護事業所で雇用します。なお、インドネシア人及びフィリピン人候補者の約9割は、就労開始時点でN3程度の日本語水準に到達しています(平成30年度実績に基づく)。


■介護福祉士を取得すれば、永続的な就労が可能

入国してから4年目に介護福祉士の国家試験を受験します。合格すれば在留期間を更新しながら永続的に働くことができますが、不合格の場合は帰国しなくてはなりません。

■JICWELSによるマッチング支援あり

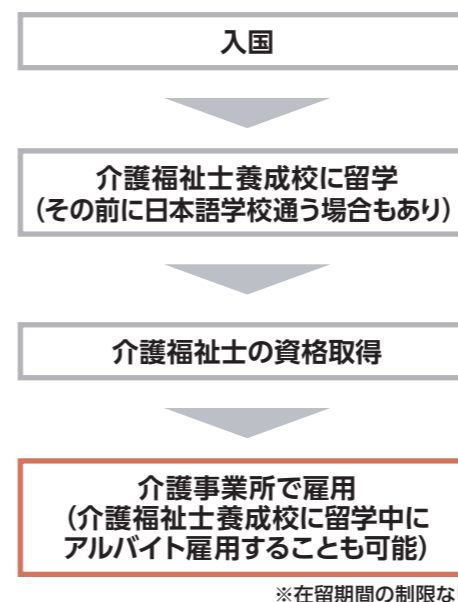
外国人応募者と介護事業所のマッチングは、JICWELS(国際厚生事業団)が唯一の受入調整機関として担っており、双方の意思を尊重した採用が行われています。なお、受入れ人数には上限があり、すべての事業所がマッチングするわけではありませんので、注意する必要があります。

▼▼▼ まずは、ここから取り組んでみましょう ▼▼▼

JICWELSの「EPAに基づく介護福祉士候補者受入れ説明会」に参加してみましょう	受入機関となる事業所の要件を満たしているか、確認してみましょう
EPAの受入調整機関である JICWELS では、毎年一度、制度や手続き、受入事例などを紹介する説明会を開催しています。受入れ希望機関の募集は、年に一度実施しています。	この制度では、受入機関となる事業所の要件があります。JICWELS のHPに掲載されている「EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れパンフレット」で、要件を満たしているか確認してみましょう。 

介護 日本の介護福祉士養成校を卒業した在留資格「介護」をもつ外国人の雇用

要件 (養成校の入学要件)日本語能力試験でN2以上に合格、もしくは日本語教育機関で6か月以上学習し日本語試験でN2相当以上と確認できる/等 ※学校によって異なる



日本の介護福祉士養成校に通う外国人留学生は、卒業して介護福祉士を取得すると、「介護」という在留資格を取得できます。

■介護福祉士の資格あり、永続的な就労が可能

介護福祉士資格を持っていますので、専門人材として期待でき、採用してすぐに配置基準に含めることができます。また、在留資格「介護」の在留期間は、本人が望む限り、繰り返し更新できますので、永続的に働くことができます。

なお、介護福祉士養成校の規則にもよりますが、養成校に通学している時から、アルバイトとして雇用することもできます。

■養成校の入学要件の目安はN2程度以上

介護福祉士養成校での留学生の入学選抜について、日本語能力試験N2以上に合格、もしくは日本語教育機関で6か月以上教育を受け日本語試験でN2相当以上と確認できること等がガイドライン(詳細は10ページご参照)に定められています。実際の入学要件や受入状況は、学校によって異なります。

■受入調整機関がないため、自主的な採用活動が必要

この制度は外国人の雇用にあたって調整を担う機関がないため、事業者が自ら介護福祉士養成校と連携するなど、自主的な採用活動を行う必要があります。

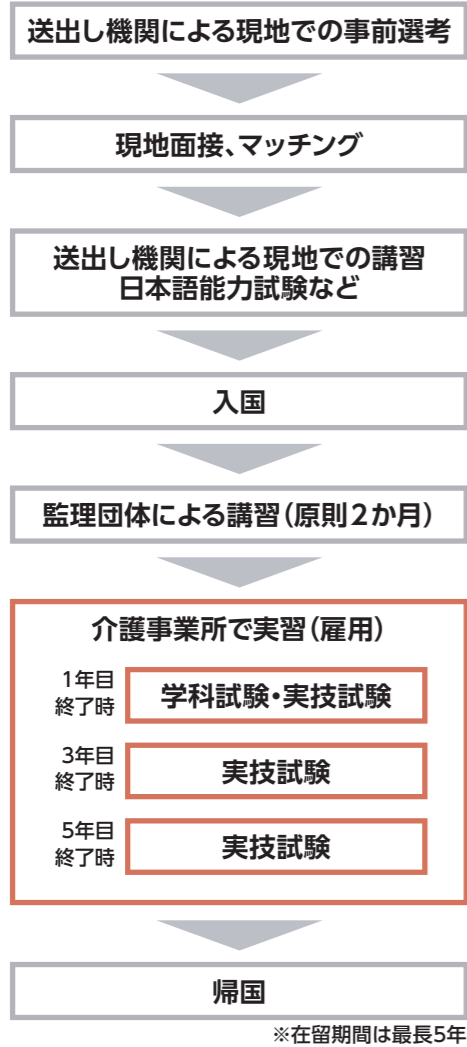
▼▼▼ まずは、ここから取り組んでみましょう ▼▼▼

周辺の介護福祉士養成校・日本語学校に、問い合わせしてみましょう	求人募集広告を出してみましょう ハローワークを活用してみましょう
周辺の介護福祉士養成校で留学生を受け入れているか、また、入学要件などを確認してみましょう。もし留学生がいれば、実習先やアルバイト先として協力することから始めてみると良いでしょう。 また、留学生のいる介護福祉士養成校は、卒業生の就職先の情報を収集していますので、養成校向けに、外国人を積極的に採用していることを伝えておくと良いでしょう。	留学生の中には介護事業所に直接応募する人もいますので、外国人を積極的に採用していることが分かるよう、求人募集広告を出すのも有効な方法です。 そのほか、ハローワークに求人申し込みをする方法もあります。東京・名古屋・大阪には、外国人雇用サービスセンターが設置されています。

※公益社団法人 全国老人保健施設協会の各都道府県の支部の中には、介護福祉士養成校に通う留学生の受入れに関する取組を行っている支部もあります。介護老人保健施設にて、在留資格「介護」をもつ外国人の雇用を検討する場合は、これらの支部に相談する方法もあります。

技能実習 技能実習制度を活用した外国人(技能実習生)の雇用

要件 帰国後、修得した技能等を要する業務に従事する予定、介護と同種の業務に従事した経験を有する／等



外国人技能実習制度は、日本から諸外国への技能移転を目的として、外国人を日本の産業現場に一定期間受け入れ、OJTを通じて技能や技術等を学んでもらい、母国の経済の発展に役立ててもらうための制度です。



■技能実習生とは雇用関係を結ぶ
技能実習生は入国後、日本語と介護の基礎等に関する講習を受けてから、介護事業所で雇用します。制度の目的は介護技能の修得(技能実習)ですが、働きながら学ぶことから事業所と雇用関係を結びます。

■入国時はN4程度、1年後はN3程度が要件
日本語能力について、入国時は日本語能力試験N4程度が要件ですが、1年後はN3程度が要件となります。なお、1年後にN3程度に満たない場合は、当面、雇用されている事業所で介護の技能の習熟のために必要な日本語を学ぶことなどを条件に、引き続き3年目まで在留することができます。

■1～2年毎に試験があり、合格すれば最長5年の雇用
入国1年後の試験に合格すると追加で2年、3年後の試験に合格するとさらに2年、実習を受けることができます。その後は帰国し、母国で介護業務に従事します。ただし、技能実習期間中に介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更して、日本で永続的に働くこともできます。また、3年目まで修了した技能実習生は、9ページの「特定技能1号」に必要な試験が免除されます。

■監理団体による講習や調整の支援あり
受入れにあたっては、事業協同組合や商工会等の団体が監理団体として、技能実習生を受け入れて講習を行い、実習先となる介護事業所との調整を担います。

▼▼▼ まずは、ここから取り組んでみましょう ▼▼▼

地域の監理団体を探してみましょう	技能実習を行う事業所の要件を満たしているか、確認してみましょう
<p>技能実習生の雇用にあたり、受入調整を担う監理団体を探して問い合わせてみましょう。OTIT(外国人技能実習機構)のHPには、監理団体を検索できるページもあります。</p> 	<p>この制度では、技能実習を行う事業所の要件があります。JITCO(国際研修協力機構)のHPで、「実習実施者に関する要件」を確認してみましょう。また、左記のOTITのHPにも制度に係る法令やお知らせが掲載されていますので、あわせて確認してみましょう。</p> 

技能実習制度の趣旨とこれまでの経緯

技能実習制度は、国際貢献の一環として、開発途上地域等の外国人を技能実習生として日本の産業現場で一定期間受け入れ、技能や技術等を修得してもらう制度で、平成5年に創設されました。

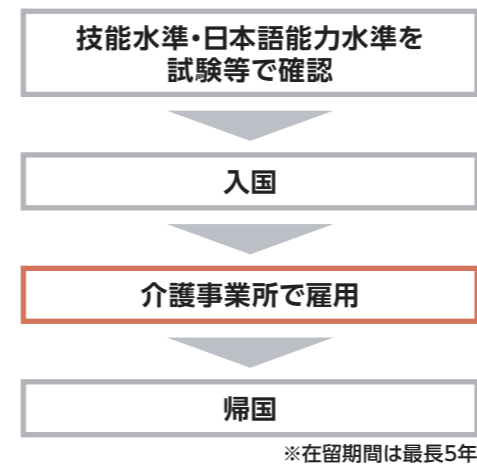
当初、この制度の下で来日する外国人は、研修生(在留資格「研修」)として日本企業に受け入れられました。制度の目的が「技能移転」であることから、研修生は、少なくとも一定期間は座学の研修に専念し、その間は企業と雇用契約を結ぶことができませんでした。

こうした中で、研修生を雇用契約のないまま、労働関係法令の適用を受けない安価な労働力として活用する企業が現れ、賃金不払いや低賃金、サービス残業などが問題となっていました。

このような事態を受け、国は平成22年に在留資格「研修」の基準要件を見直し、この制度による技能実習生の受け入れを、新たに創設した在留資格「技能実習」で行うこととしました。これにより、企業は技能実習生に対し、来日後すぐ実習としての労働に従事してもらえ、代わりに、雇用契約の締結と労働関係法令の遵守を厳しく求められるようになりました。ただし、現在でも技能実習制度の目的は「技能移転」のため、実習終了後は、母国で活躍するために原則として帰国することになっています。

技能実習生を雇用する場合は、本来の目的から逸脱した雇用とならないよう、制度の趣旨をふまえるとともに、労働関係法令を遵守して、実習を行いましょう。

特定技能 在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用



「特定技能1号」は、平成31年4月から始まる、就労目的で外国人材を受け入れるための在留資格です。

対象となる外国人は、技能水準・日本語能力水準を試験等で確認された上で入国します。介護事業所で最大5年間雇用することができます。

5年後は帰国ですが、介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更して、永続的に働くことができます。なお、3年目まで修了した技能実習生は、「特定技能1号」に必要な試験が免除されます。

「永住者」などの在留資格をもつ外国人を雇用する方法もあります。

日本で暮らす外国人の中には、就労制限のない在留資格をもつ人がいます。「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」などの在留資格をもつ外国人は、日本人とほとんど同じように働くことができます。「永住者」とは、在留が無制限で就労制限もない在留資格、「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」は、在留に期限はあるものの就労制限のない在留資格です。

これらの人たちは、比較的長期間にわたり、就労制限なく働いてもらえます。また、長年日本に住んでいれば、日本の文化や習慣の説明、生活面での支援も必要としない人が多いでしょう。

日本人とほとんど同じように雇用できるという点で、地域の外国人住民に目を向けてみる方法もあります。

外国人介護職員を雇用できる4つの制度を比較してみましょう

※平成31年4月1日時点の情報に基づく

	EPA EPA(経済連携協定)に基づく 外国人介護福祉士候補者 の雇用
制度の目的	介護福祉士の国家資格取得を目的とした受入れ (国際連携の強化)
送出国	インドネシア、フィリピン、ベトナム
在留資格	「特定活動」
在留期間	介護福祉士の国家資格取得前：原則4年（一定の 条件を満たせば5年） 介護福祉士の国家資格取得後：制限なしで更新可能
家族の帯同	介護福祉士の国家資格取得後：家族（配偶者・子ども） の帯同が可能
外国人 介護職員に 求められる 日本語能力	<input type="checkbox"/> インドネシア・フィリピン 現地で6か月研修後、日本語能力試験N5程度以上 で入国、入国後6か月の研修を受けてから介護 事業所で就労 <input type="checkbox"/> ベトナム 現地で12か月研修後、日本語能力試験N3以上の 合格で入国、入国後2.5か月の研修を受けてから 介護事業所で就労
外国人 介護職員に 求められる 介護等の 知識・経験等	<input type="checkbox"/> インドネシア 「インドネシアの看護学校(3年以上)卒業」又は 「高等教育機関(3年以上)卒業+インドネシア政府 による介護士認定」 <input type="checkbox"/> フィリピン 「フィリピンの看護学校(学士)(4年)卒業」又は「4 年制大学卒業+フィリピン政府による介護士認定」 <input type="checkbox"/> ベトナム 3年制又は4年制の看護課程修了
介護福祉士の 国家試験の 受験義務	<ul style="list-style-type: none"> 国家試験の受験が必須 不合格でも一定点数以上を取得できていれば1年 間に限り滞在延長後の再受験が特例として可能 ※帰国後も在留資格「短期滞在」で再度入国し国家 試験を受験することが可能 受入機関となる事業所は、国家資格取得のため の研修とその支援体制を整えることが必須
受入調整機関等	JICWELS（公益社団法人 国際厚生事業団）
勤務できる サービスの種類	以下、介護保険法に規定されるもののみ掲載 介護保険3施設、認知症グループホーム、特定施設、 通所介護、通所リハ、認知症デイ、ショートステイ ※介護福祉士の資格取得後は、一定条件を満たした事業 所の訪問系サービスも可能
配置基準に 含まれるまで の期間	日本語能力試験N2以上の場合は、雇用してすぐに 配置基準に含まれる。その他の場合は、雇用して 6か月たてば含まれる
夜勤の可否	介護福祉士の国家資格取得前：雇用して6か月経過、 もしくは日本語能力 試験N1またはN2 合格であれば可能 介護福祉士の国家資格取得後：可能
同一法人内の 異動の可否	介護福祉士の国家資格取得前：原則、不可 介護福祉士の国家資格取得後：可能
介護職種での 転職の可否	介護福祉士の国家資格取得前：原則、不可 介護福祉士の国家資格取得後：可能（ただし、在留資格 変更の許可が必要）

	介護 日本の介護福祉士養成校を 卒業した「介護」をもつ 外国人の雇用
制度の目的	専門的・技術的分野への外国人労働者の受入れ
送出国	制限なし
在留資格	「介護」 ※ただし、介護福祉士の国家資格取得前 (介護福祉士養成校に在籍中)は、「留学」
在留期間	制限なしで更新可能
家族の帯同	家族（配偶者・子ども）の帯同が可能
外国人 介護職員に 求められる 日本語能力	<p>〈日本介護福祉士養成施設協会が定める「外国人留学生 受入れに関するガイドライン」における入学者選抜の留意点〉 日本語能力が次のいずれかに該当する者を選抜すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語能力試験でN2以上に合格した者 法務大臣により告示されている日本語教育機関で 6か月以上教育を受け、入学選抜のための日本語試験 でN2相当以上と確認された者 日本留学試験の日本語科目で200点以上取得した者 BJTビジネス日本語能力テストで400点以上取得した者
外国人 介護職員に 求められる 介護等の 知識・経験等	—
介護福祉士の 国家試験の 受験義務	<ul style="list-style-type: none"> 国家試験の受験が必須 平成29-33年度の介護福祉士養成校卒業者は 卒業後5年間、介護業務に従事するか国家試験 に合格すれば介護福祉士の資格を継続できる
受入調整機関等	なし（介護事業所の自主的な採用活動）
勤務できる サービスの種類	制限なし
配置基準に 含まれるまで の期間	雇用してすぐに、配置基準に含まれる
夜勤の可否	可能
同一法人内の 異動の可否	可能
介護職種での 転職の可否	可能

	技能 実習 技能実習制度を活用した 外国人(技能実習生)の雇用
制度の目的	日本から相手国への技能移転（国際貢献）
送出国	制限なし
在留資格	1年目：「技能実習1号」 2～3年目：「技能実習2号」 4～5年目：「技能実習3号」
在留期間	技能実習1号：最長1年 技能実習2号（技能実習評価試験の合格後1号から移行）：最長2年 技能実習3号（技能実習評価試験の合格後2号から移行）：最長2年 合計 最長5年（優良な監理団体及び実習実施者の場合）
家族の帯同	家族（配偶者・子ども）の帯同は不可
外国人 介護職員に 求められる 日本語能力	<p>入国時： 日本語能力試験N3程度が望ましい水準、N4程度が要件</p> <p>入国から1年後（2号移行時）： N3程度が要件</p> <p>※1年後にN3程度に満たない場合は、当面、雇用されている 事業所で介護の技能の習熟のために必要な日本語を学ぶ ことなどを条件に、引き続き3年目まで在留することが可能</p>
外国人 介護職員に 求められる 介護等の 知識・経験等	<p>団体監理型の場合： 外国において「同等業務従事経験」があること、又は技能 実習に従事することを必要とする特別な事情があること</p> <p>企業単独型の場合： 受け入れる事業所と密接な関係のある外国の機関の事業所 の職員であること</p>
介護福祉士の 国家試験の 受験義務	なし（任意） ※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更 することが可能
受入調整機関等	団体監理型：各監理団体 企業単独型：各企業
勤務できる サービスの種類	訪問系サービス以外
配置基準に 含まれるまで の期間	日本語能力試験N2以上の場合は、雇用してすぐに配置基準 に含まれる。その他の場合は、雇用して6か月たてば、含め られる
夜勤の可否	条件※付きで可能 ※技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、 業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実 習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うの は2年目以降に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
同一法人内の 異動の可否	可能 ただし、技能実習計画上、技能等を修得するのに、その異動が必要 と認められた場合に限る
介護職種での 転職の可否	原則、不可

	特定 技能 在留資格「特定技能1号」をもつ 外国人の雇用
制度の目的	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の 受入れ
送出国	制限なし
在留資格	「特定技能1号」
在留期間	最長5年
家族の帯同	家族（配偶者・子ども）の帯同は不可
外国人 介護職員に 求められる 日本語能力	<p>入国前の試験等で下記の日本語能力水準を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力 介護の現場で働く上で必要な日本語能力 <p>※技能実習3年を修了した者又は介護福祉士養成施設を 修了した者は、必要な日本語能力水準を満たしているもの とし、試験等を免除</p>
外国人 介護職員に 求められる 介護等の 知識・経験等	<p>入国前の試験等で下記の技能水準を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 受入れ業種で適切に働くために必要な水準 <p>※技能実習3年を修了した者又は介護福祉士養成施設を 修了した者は、必要な技能水準を満たしているものとし、 試験等を免除</p>
介護福祉士の 国家試験の 受験義務	なし（任意） ※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更 することが可能
受入調整機関等	登録支援機関によるサポート
勤務できる サービスの種類	訪問系サービス以外
配置基準に 含まれるまで の期間	雇用してすぐに、配置基準に含まれる (ただし、6か月間受入れ施設におけるケアの安全性を確保 するための体制が必要)
夜勤の可否	可能
同一法人内の 異動の可否	可能
介護職種での 転職の可否	可能

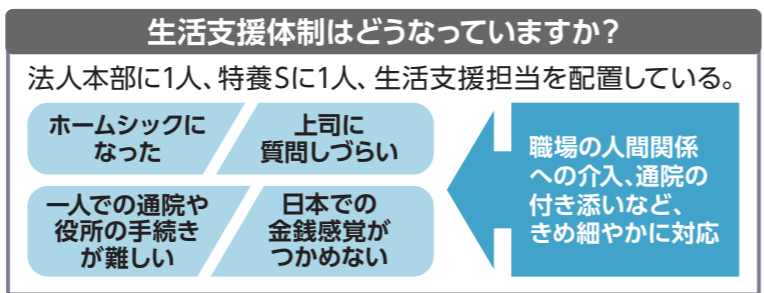
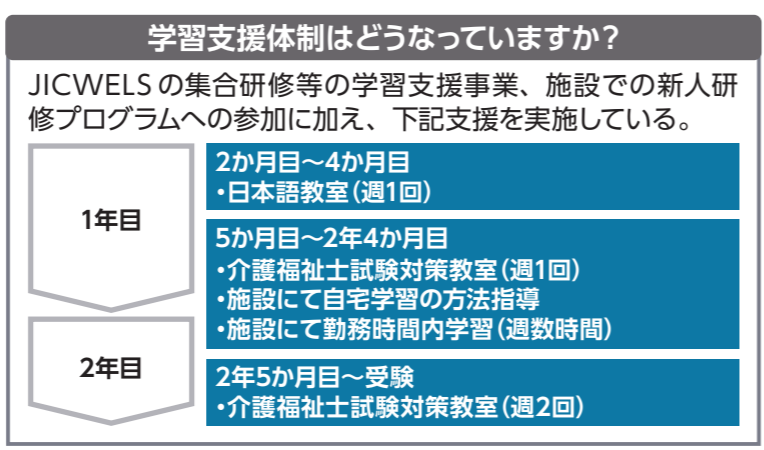
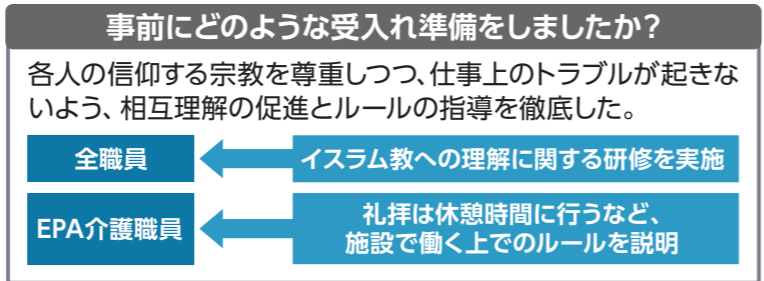
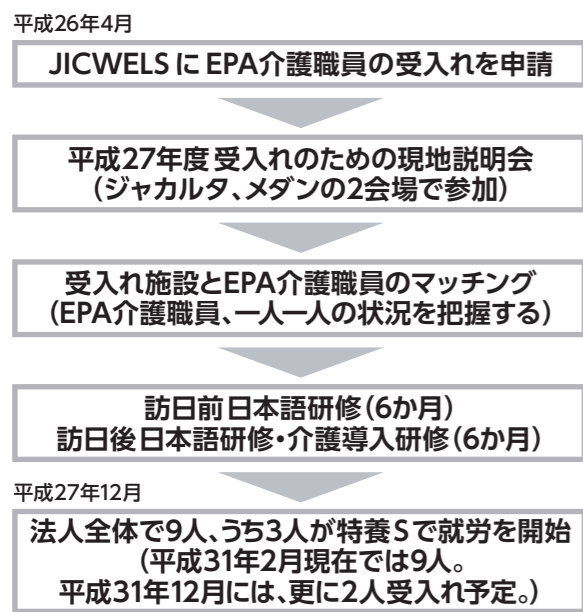
EPA EPA介護職員の雇用事例

特別養護老人ホームSにおける インドネシアEPA介護職員の雇用

法人の概要
各種介護保険事業(特養、訪問介護、通所介護等)、障害者支援施設等を運営する社会福祉法人

EPA介護職員の雇用状況
平成27年より、特別養護老人ホーム3か所で雇用

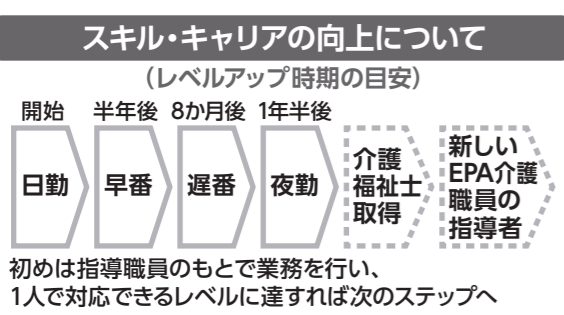
下記で紹介する特別養護老人ホームSの概要
平成22年5月開設、定員100人、職員数116人、うち介護職員70人、9人のEPA介護職員が就労(実人数・平成31年2月現在) / 将来の日本人の労働人口減少に備え、外国人介護職員の育成に努めている。



受入れにかかった費用(概算) ※平成27年度時点

求人申込手数料	20,000円
滞在管理費(年額)(JICWELS)	20,000円/人
あっせん手数料(JICWELS)	131,400円/人
送出し手数料(インドネシア)	36,500円/人
日本語研修費用(日本語研修実施機関)	360,000円/人

※その他、現地合同説明会に参加するための渡航費等



Q. EPA介護職員の働きぶりは、いかがですか？

A. EPA介護職員は、看護系の学校を卒業していることから知識が豊富で、仕事へのモチベーションも高いので、周りの日本人職員にも良い影響を与えています。利用者や家族からも、「優しい」「仕事が丁寧」「来てくれてよかった」といった声をいただくことが多いです。

Q. EPA介護職員が活躍するためにはどんな工夫が必要ですか？

A. 組織の指揮命令系統やルールを明確にすることが大切です。複数の事業所を有する法人では、事業所間の方針統一も重要で、当法人は月1回は合同会議を開催するなどして、日本人職員とEPA介護職員の双方への情報共有を徹底しています。また、EPA介護職員への支援体制も大切です。当法人では、法人本部に1人、各施設1人ずつ、生活支援担当を配置しています。今後、EPA介護職員が介護福祉士の資格を取得したら、後輩のEPA介護職員の支援を担当してほしいと考えています。

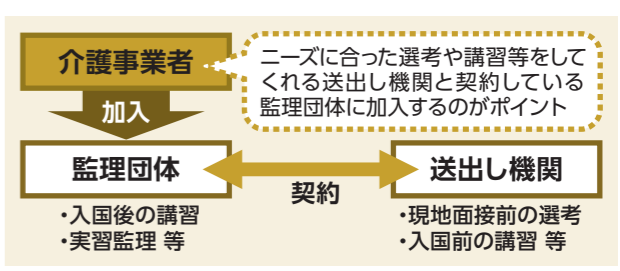
技能実習 技能実習生を雇用している介護事業者の声

技能実習生を雇用するのであれば、監理団体をよく選ぶことです。ポイントになるのは、現地面接前の選考、入国前・入国後の講習です。現地面接前の選考、入国前の講習は、現地の送出し機関が行いますが、介護事業者は送出し機関を選ぶことはできません。そのため、自分たちのニーズにあった選考や講習をしてくれる送出し機関と契約している監理団体に加入することが大変重要です。

当法人が加入している監理団体では、現地面接前の選考で、「看護系学校の卒業生」を条件とすることを、送出し機関と約束しています。また、入国前の日本語講習では、入国要件のN4を取得した後も講習を継続することとなり、入国前にN3まで取得することを目標としています。さらに、監理団体が行う入国後の講習には、初任者研修が組み込まれています。

このような選考・講習を通ってきた技能実習生ですので、実際に見ていて、技術面の習得も早いですし、現場に配属後1か月程度ですっかりと担当業務にあたる事ができています。

技能実習生は、入国1年後の試験に合格すれば3年間は就労できること、技能実習期間中に介護福祉士を取得すれば在留資格「介護」を選択できること、3年目まで修了すれば「特定技能1号」に必要な試験が免除されることを考えると、ものすごく可能性を秘めた人材だと思います。

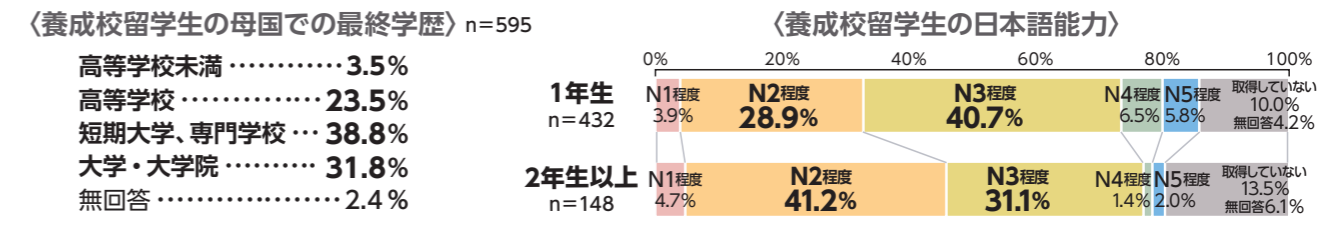


技能実習生の雇用にかかる主な費用 (技能実習2号までの受入れの場合)

【組合加入時】 ・組合加入手数料 ・組合出資金 ・組合賦課金	【技能実習2号移行時】 ・技能実習評価試験料(初級) ・在留資格変更収入印紙代 ・技能実習計画更新申請費
【N4合格機構申請時】 ・送出し機関事前教育費用 ・技能実習計画認定申請費 ・各国書類送付費用 ・実習生総合保険 ・入国渡航費用 ・入国時国内交通費 ・雇入れ前健康診断費用 ・入国後講習費用、寮費 ・入国後講習手当	【技能実習2号期間更新時】 ・在留資格更新収入印紙代 【実習終了前】 ・技能実習評価試験料(専門級) 【帰国時】 ・帰国渡航費 ・帰国時国内交通費 【月額費用】 ・組合監理費 ・送出し管理費

介護福祉士養成校の留学生の状況

近年、日本の介護福祉士養成校に留学する外国人が増加しており、受入れ体制を整える養成校も出てきています。母国での最終学歴は、高等学校、短期大学、専門学校、大学・大学院など、様々な留学生が入学しており、日本語能力はN2程度～N3程度が多くなっています。卒業後に、日本の介護施設で介護福祉士として活躍する外国人も出てくると考えられます。



出典:平成30年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業「介護福祉士養成校における留学生受入れに関する調査」(平成30年10月1日時点調査)

注1:調査対象は、介護施設でアルバイトをしている介護福祉士養成校の留学生

注2:日本語能力については、日本語能力試験JLPTを受けた留学生には、N1～N5の中から回答してもらい、JLPTを受けていない留学生には、N1相当～N5相当の中から回答してもらい、これらの回答結果を合算した結果をN1程度～N5程度として表示。

介護福祉士養成校と連携して、留学生の学習支援を行っている介護施設の声

介護福祉士養成校と連携して、留学生に対し、どのような学習支援をしていますか？

養成校とは留学生の学習状況や成績表などの情報を共有しており、留学生の空いている時間に当施設で日本語や介護技術を教えています。

養成校から日本語を書くのが難しそうだと聞けば介護記録の練習をしたり、聴解問題が苦手ということであれば専用教材を提供したりしています。

介護技術としては、利用者とコミュニケーションをとってもらうたり、環境整備、身体介護もリスクの低い順に教えています。手技だけでなく、なぜそうするのかという「根拠」を丁寧に説明しています。

留学生に接する時に、大切にしていることは、何ですか？

質の高い介護サービスを提供するために必要なことは習得してもらいたいのですが、他方で彼女達の文化を尊重し、日本人と完全に同化することは求めないようにしています。

例えば、彼女達は年長者を敬う文化から、正直に「分からない」と伝えることができないようです。そのため、かみくだいて説明したり、理解度を丁寧に確認しています。また、母国の料理を出すレストランに連れて行ったり、寒さ対策で毛布を買ってあげたりと、生活面の支援も大切にしています。

外国人介護職員の雇用にあたって気を付けたいこと

外国人介護職員に職場に定着してもらえよう、以下のことに気を付けましょう。

利用者の不安を招かないようにしましょう

介護は対人サービスであり、日本語によるコミュニケーションが必要不可欠です。利用者の不安を招かないよう、外国人介護職員には必要なレベルの日本語を習得してもらいましょう。

基礎的な専門用語のほか、利用者の訴えを理解するのに必要な擬態語・擬声語、他職員とのコミュニケーションに必要な介護現場特有の言葉なども覚えてもらいましょう。

外国人介護職員は安い労働力ではありません

外国人介護職員が日本人と同等の労働を行う場合には、同等の処遇をしましょう。これは留学生をアルバイトとして雇用する場合も同様です。最低賃金法の遵守は当然のこととして、日本人が従事する場合の報酬と同等額以上の報酬水準としましょう。

宗教や文化の違いに配慮しましょう

外国人介護職員が信仰している宗教によっては、食事に制限があったり、お祈りの時間が必要な場合もあります。日本人にはなじみのない文化や習慣を持っている場合もあります。それぞれの職員の宗教や文化等をきちんと確認し、尊重するようにしましょう。

生活面も含めた幅広い支援をしましょう

外国人介護職員が働いていくためには、生活環境を整えることも重要です。住まいの確保や職場までの交通手段の確保など支援するとよいでしょう。EPA介護職員を雇用している多くの介護施設で行われている生活面の支援を5ページで紹介していますので、参考にするとよいでしょう。

在留管理に配慮しましょう

在留管理に配慮しましょう。在留期間の更新手続き等の支援をお願いします。在留期間更新等の手続き時に申請した内容から逸脱する就労(異なる業務や安易な施設異動等)はできません。

職員への事前の丁寧な説明を心がけましょう

外国人の雇用にあたっては、共に働き、教育を担う現場の職員の理解がとても重要です。事業所として、外国人を雇用するためにどのような体制を整えるのか、現場の職員に丁寧に説明してから採用活動を行いましょう。

奨学金等を支給する場合は就職先を義務付けないよう気を付けましょう

日本語学校や養成校に通う留学生に奨学金等を給付・貸与する場合は、奨学金等を給付・貸与した介護事業所への就職を義務付けてはいけません。貸与の場合、卒業後に事業所に就職して一定期間就労することを条件として、奨学金等の返還を免除することは考えられますが、就職しなかった場合についても合理的な返済のルール等を決めておきましょう。

留学生をアルバイト雇用する場合は労働時間の上限などに気を付けましょう

介護福祉士養成校に通う留学生をアルバイト雇用する場合は、関係法令を遵守する必要があります。

留学生はあらかじめ入国管理局で資格外活動の許可を受ける必要があります。また、1週間の労働時間は28時間以内でなければならず、事業主には、労働条件の書面による明示、労災保険への加入、有給休暇の付与などが義務付けられています。

外国人介護職員の雇用に関する相談先一覧

制度	相談内容	相談先	電話番号	HP
EPA	EPAに基づく外国人介護福祉士候補者の雇用	JICWELS(公益社団法人 国際厚生事業団) 受入支援部	03-6206-1138	
介護	介護福祉士を目指す留学生に関するあらゆる相談	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 介護福祉士を目指す留学生のための相談支援センター	0120-07-8505	
技能実習	技能実習制度の技能実習生の雇用	OTIT(外国人技能実習機構) コールセンター	03-3453-8000	
技能実習	技能実習制度の技能実習生の雇用	JITCO(公益財団法人 国際研修協力機構) 実習支援部相談課	03-4306-1160	

※在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用については、「地方出入国在留管理局」又は「地方出入国在留管理局支局」にお問い合わせください。

外国人介護職員を雇用できる制度に関する詳しい情報

外国人介護職員を雇用できる4つの制度に関する詳しい情報は、下記の厚生労働省HPよりご確認ください。

EPA	介護	技能実習	特定技能
EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の雇用	日本の介護福祉士養成校を卒業した 在留資格「介護」をもつ 外国人の雇用	技能実習制度を活用した 外国人(技能実習生)の雇用	在留資格 「特定技能1号」をもつ 外国人の雇用

外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック

— 平成31年3月発行 —

発行 ■ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

住所 ■ 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー

電話 ■ 03-6733-1000

本ガイドブックは、平成30年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業「外国人介護人材の受入環境の整備に向けた調査研究事業」において作成されたものです。